



松江市 GIGA スクール構想

令和4～6年度



令和4年3月
松江市教育委員会

目 次

- ・ 松江市 GIGA スクール構想策定にあたって…………… 2
- ・ 松江市 GIGA スクール構想全体像…………… 4
- ・ 基本方針…………… 6
- ・ 整備計画……………10
- ・ ICT 利活用計画と取組の具体イメージ…………12
- ・ 児童生徒用端末を活用した学習場面とその例……16
- ・ 教員の ICT 活用指導について……………20
- ・ 学習用タブレット利用規定……………22
- ・ 今後に向けて……………26

1 松江市 GIGA スクール構想策定にあたって

松江市GIGAスクール構想策定にあたって

Society 5.0 時代に生きる子どもたちにとって、タブレット端末はこれから鉛筆やノートと同じように学びの場に必須のアイテムとなります。今、まさに仕事や家庭はもとより、社会のあらゆる場面において、もちろん学校においても ICT 技術を日常的に使いこなしていく時代が訪れようとしています。

学校は、子どもたちが実社会を生き抜くための力を身につけ、将来に向けて限らない可能性を広げていくための土台作りの場所であるからこそ、ワールド・スタンダードである情報化の流れに遅れをとることは許されません。

1人1台のタブレット環境は、令和の時代の学校のスタンダードであり、これまでの教職員による教育指導ノウハウの積み重ねの上に、最先端の ICT 教育を取り入れたハイブリットな教育を行っていくことで、学校教育は大きく変革していきます。

こうした変革に取り組むことこそが、多様な個性の子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びや創造性を育む学びにもつながるものであり、特別な支援が必要な子どもたちの学習機会を保障し、その可能性を大きく広げるものにもなると確信しています。さらには教職員の働き方改革につながる有効な手法の一つであると期待を寄せています。

ここで忘れてはならないことは、ICT 教育の導入は手段であり目的ではないということです。子どもたち自らが、将来にわたって持続可能な社会の創造を担い、予測不可能な未来社会を自らの力で自立的に生きていくためにも、ICT を適正・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことが重要になります。

国においては、「1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行してクラウドの活用、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用事例の普及、利活用の PDCA サイクルの徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」指針として「GIGA スクール構想」が策定されました。

松江市教育委員会においては、本市教育大綱の基本理念「DREAMS from MATSUE～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」の実現に向け、児童生徒1人1台端末と校内ネットワークの整備を令和2年度に完了し、生徒1人1人の教育ニーズに対応した学びの実現、ICT を効果的に活用した学びの推進と授業改善による、主体的に伝え合い学び合う子どもの育成を、市立学校における GIGA スクール構想の目的とし、その具体的な利活用計画をとりまとめ、「松江市 GIGA スクール構想」を策定しました。

「新しい時代の教育」、共に歩みを進め、共に成長してまいりましょう。

令和4年3月 松江市教育委員会

2 松江市 GIGA スクール構想全体像

松江市GIGAスクール構想 全体像

松江市教育大綱基本理念

DREAMS from MATSUE

～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～

松江市立学校版 GIGAスクール構想の目的

- ・ 児童生徒1人1台端末と校内ネットワークの一体的整備による、一人一人の教育的ニーズに対応した学びの実現
- ・ ICTを効果的に活用した学びの推進と授業改善による、主体的に伝え合い学び合う子どもの育成

ICTを活用した効果的な学習例（「教育の情報化の手引き」文部科学省より）※

一斉学習

教材提示による興味・関心の喚起と学習活動の焦点化



個別学習

- ・ 個々の特性や習熟の程度に応じた学習
- ・ 情報収集、写真や動画による記録等の調査活動
- ・ シミュレーション教材による学習課題の試行
- ・ マルチメディアを用いた資料や作品の制作
- ・ 端末の持ち帰りによる家庭での学習

協働学習

- ・ 自分の考えを分かりやすく提示した発表や話し合い
- ・ 複数の意見を共有して協働での意見整理
- ・ 資料や作品の協働制作
- ・ 遠隔地や校外の専門家との意見交換や情報発信

《環境整備》

- ・ 校内通信ネットワーク整備
- ・ 児童生徒1人1台端末整備
- ・ 教員用端末整備
- ・ 拡大提示装置
- ・ 指導者用デジタル教科書（教材）
- ・ 学習支援ソフト
- ・ GIGAスクールサポーター 等

《教職員研修》

- ・ ICT教育研修
- ・ ICTほっとライン訪問 等

※「単にICT機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、教科等の指導が充実したりするわけではないということに留意する必要がある。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質やICTを活用する利点などを踏まえて、ICTを活用する場面と活用しない場면을効果的に組み合わせることが重要である。」（「教育の情報化の手引き」より）

3 基本方針

「松江市 GIGA^{*1} スクール構想」基本方針

1. 基本方針

松江市教育大綱の基本理念「DREAMS from MATSUE～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」に基づき、児童生徒 1 人 1 台端末と高速ネットワークの一体的整備により、個別の教育的ニーズに対応した学びの実現と ICT を効果的に活用した学びの推進と授業改善を図り、学習意欲を高め、主体的に伝え合い学び合う子どもの育成を図ります。

2. 1 人 1 台端末の活用についての基本的な考え方

(P12「ICT 利活用計画」、P16「児童生徒用端末を活用した学習場面とその例」、P19「学校における ICT を活用した学習場面」) 参照)

(1) 授業での活用

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った学習プロセスの中で ICT を効果的に活用するために、常時児童生徒の机の上や手元に端末がある状況を整えます。また、全ての教員が端末をはじめとした ICT 機器も活用して、一斉学習や個別学習、協働学習などの様々な形態の授業を行います。
- ・一人一人の習熟度に応じた学びを支える学習ドリルソフトや協働的な学びを支える学習支援ソフトを積極的に活用し、個別最適な学びや協働的な学びに取り組みます。また、MEXCBT^{*2}等を活用し CBT^{*3}への取り組みも行います。
- ・教員の端末活用を促進するため、教員へ 1 人 1 台端末を整備します。

(2) 家庭学習での活用

- ・児童生徒は端末を家庭に持ち帰り、宿題や調べ学習等を含め、家庭学習に活用します。端末は宿題や調べ学習でのみ使用することし、学年の発達段階に応じた使い方の約束(利用時間や場所など)について学校や家庭で相談します。

(3) 個別指導における学習履歴の活用

- ・教員は、ICT 機器を利用して学習した児童生徒の学習履歴を通じて一人一人の実態を把握し、学習指導や学習評価、進路指導等に活用します。

(4) 教職員の働き方改革の推進

- ・ICT 機器の活用により教職員の働き方改革を推進します。
- ・ICT 機器を活用したオンライン学習^{*4}やテレワーク等の実施のための環境を整備します。

(5) 臨時休業時等における活用

- ・臨時休業時等には、端末をオンライン学習に活用し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。

3. 環境整備について

(P11「松江市 GIGA スクール構想 整備計画」参照)

(1) ネットワーク

- ・児童生徒の各端末については必要最小限のセキュリティを確保した上で、データセンターを通さず、直接インターネットに接続できる構成（ローカルブレイクアウト^{*5}）を前提とし、厳格なセキュリティチェックによる動作制限を受けることなく利用できる環境を確保します。

(2) デジタル教科書^{*6}

- ・指導者用のデジタル教科書（小学校 算数、中学校 英語）を導入し、授業改善を図るとともに教員の授業準備にかかる負担を軽減します。また、他の教科の導入についても検討します。
- ・学習者用のデジタル教科書の導入については、文部科学省による学習者用デジタル教科書の在り方の検討状況を注視しながら検討します。

(3) 学習ドリルソフト^{*7}

- ・学習環境の標準化、個に応じた指導の充実を図るため、授業及び家庭学習で使用する学習ドリルソフト（学習履歴管理機能などを有するもの）を導入します。
- ・オフラインでも使用できる学習ドリルソフトを導入し、家庭に Wi-Fi 環境が整っていない家庭でも利用できるようにします。
- ・学習ドリルソフトの選定を行い、令和 4 年度については試行期間とし全校で導入します。令和 5 年度以降の本格実施期間におけるライセンス料の取り扱いについては、引き続き検討します。

(4) Wi-Fi^{*8} 環境のない家庭への対応

- ・学習ドリルソフトについては、学校で端末にダウンロードしておき家庭で活用します。
- ・臨時休業時には、学校に登校するか公共施設の無料 Wi-Fi を利用します。
- ・学校や無料 Wi-Fi を設置している公共施設までの距離が遠く、Wi-Fi 環境が整わない家庭の実態調査を行い、必要数について市がモバイルルーター^{*9}を購入し、貸与します。

(5) 通信料

- ・家庭で使用する際の通信料は、家庭で負担することとします。

(6) コンピュータ室

- ・小学校については、端末の 1 人 1 台配備により普通教室での授業へ移行します。
- ・中学校及び義務教育学校については、既存の機器と端末を有効活用し、プログラミング教育^{*10}等の授業を引き続き実施します。

4. 教員の研修等について

(P21「松江市版 GIGA スクール構想における教員の ICT 活用指導について」参照)

(1) 教員の意識改革

- ・市に ICT 支援員^{*11}を複数配置し、ICT 機器の効果的な活用等についての年次・初任者研修を実施します。
- ・学習支援ソフト^{*12}（Sky Menu、Microsoft Teams）や学習ドリルソフト等を活用した授業実践についての研修を実施します。

(2) 機器操作研修

- ・学校に委託業者から講師を派遣する形で研修を実施します。
- ・学校の要請に応じて ICT ほっとライン訪問^{*13}を実施します。

(3) 授業等での活用に関する研修

- ・ ICT 活用研修を継続して実施し、授業モデル等の充実を図ります。
- ・ 市から ICT 便り等を発行するなど、授業での活用に生かすことのできる情報を発信します。

(4) サポート体制

- ・ 機器操作やトラブル発生時の相談窓口として委託業者によるヘルプデスクを設置します。

- *1 GIGA…Global and Innovation Gateway for All (グローバル イノベーション ゲートウェイ フォーオール) の略で、「すべての人に国際的、革新的な入口を」という意味です。
- *2 MEXCBT…児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる CBT システムです。
- *3 CBT…Computer Based Testing (コンピュータ ベイスト テスティング) の略で、コンピュータを用いるテスト形式のことで、MEXCBT は文部科学省が作成した CBT システムです。
- *4 オンライン学習…パソコンやタブレットなどを活用し、ネットワークを介して行う遠隔学習のことです。
- *5 ローカルブレイクアウト…特定の通信を振り分けて各拠点(学校)から直接インターネットに接続できるようにする機能のことです。通信回線の負荷が少なくなり、インターネットにつながりにくい状態を避けることができます。
- *6 デジタル教科書…学習者用デジタル教科書とは、紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材です(学校教育法第34条第2項及び学校教育法施行規則第56条の5)。
- *7 学習ドリルソフト…タブレット端末などで学べる教材ソフトのことです。
- *8 Wi-Fi…無線 LAN のこと。LAN (Local Area Network) (ローカル エリア ネットワーク) は、家やオフィスなどの限られた範囲の通信機器をつなぐ通信網(ネットワーク)のことです。
- *9 モバイルルーター…持ち運べてインターネットにつなぐことのできる Wi-Fi ルーターのことです。
- *10 プログラミング教育…コンピュータの仕組みを正しく理解し、上手に活用するための方法を学ぶものです。
- *11 ICT 支援員…学校における教員の ICT 活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う人のことです。
- *12 学習支援ソフト…タブレットやパソコンなどの ICT 端末を利用した教育の質を高め、効率的に行うためのソフトウェアのことです。
- *13 ICT ほっとライン訪問…市の ICT 支援員による訪問指導のことで、ICT 機器の使い方や活用方法、授業づくりなどについての研修や指導助言を行います。

4 整備計画

松江市GIGAスクール構想 整備計画

R2

1人1台タブレット
電子黒板整備

R3

ICT機器を活用した協働学習の実施
基本方針の作成

R4

学習システムソフトを使った個別最適な学びの実現
オンライン学習環境の整備

R5、6

ローカルブレイクアウト導入によるスムーズなネット環境の整備

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
松江市 GIGA スクール 構想基本方針			計画期間		
端末整備 (児童生徒用)	15,558 台 整備	60 台整備	151 台整備		
端末整備 (指導者用)	620 台整備	137 台整備		校務 PC の更新 に併せ整備	
電子黒板整備	620 台整備	137 台整備			
学校ネットワーク整備	高速ネットワーク 整備			ローカルブレイクアウト(R5～9)	
端末持ち帰り		実証検証	本格実施		
Wi-Fi モバイル ルータ			実態調査 整備	必要家庭に貸与	
学習ドリルソフト		導入検討	試行実施	本格実施	
活用方法の検討	学習や学校内での活用内容・方法の検討(松江市 ICT 教育推進検討委員会等)				
指導者用 デジタル教科書	R2～算数導入、R3～英語導入、他教科について検討			実施	
MEXCBT			本格実施		
ICT 活用研修 (教員向け)			本格実施		

5 ICT 利活用計画と取組の具体イメージ

松江市GIGAスクール構想 ICT利活用計画【令和3年度～4年度】

令和3年度 上半期（4～9月）	令和3年度 下半期（10～3月）	令和4年度	
(導入期)	「触れる」	「慣れる」	「日常化」
○通信ネットワーク・機器の整備 ○端末導入説明会・校内研修の実施 ○端末利活用開始	○タブレット端末を様々な学習場面で使ってみる ・教科書等のQRコードから、デジタルコンテンツにアクセスして活用する ・プログラミング教育を行う ・SKY MENUやMicrosoft Teamsの起動/終了の方法を理解し、学習活動に生かせる機能について知る など ○タブレット端末と大型提示装置（電子黒板、大型モニター、プロジェクタ等）との有線/無線を介した接続がスムーズにできる	○タブレット端末を活用する場面を広げ（児童会活動や生徒会活動、部活動など）、児童生徒がより主体的に端末を活用できるようにする ○授業公開日等の機会に、児童生徒が授業でタブレット端末を活用している様子を保護者や地域住民に公開する ○研究授業の際、必要に応じてタブレット端末を活用する場面を設け、研究協議時の話題とする	○各校での実践を積み重ね、それらを「児童生徒用端末を活用した学習場面例」に基づき分類・整理していくことで、より効果的なICT利活用の学習場面を探る ○TeamsやWeb会議システムを活用し、遠隔地をはじめとする校外の人や施設と積極的にかかわる学習を進めることができる ○タブレット端末の家庭への持ち帰りを実施し、家庭学習で学習ドリルソフトを活用したり、臨時休業時にはオンラインでの学習に取り組んだりすることができる ○端末やクラウド上に蓄積された学習ノートや画像・動画等のデータを、次学年に引き継ぐ必要性の是非を検討した上で保存/削除し、学習が円滑に進められるようにする

松江市GIGAスクール構想 ICT利活用計画【令和5年度～6年度】

令和5年度

令和6年度

「日常化」

- 各校での実践を積み重ね、それらを「児童生徒用端末を活用した学習場面例」に基づき分類・整理していくことで、より効果的なICT利活用の学習場面を探る
- 全ての教員がタブレット端末と電子黒板やプロジェクタを組み合わせたり、学習支援ソフトを活用したりした授業を実施することができる
- TeamsやWeb会議システムを活用し、遠隔地をはじめとする校外の人や施設と積極的にかかわる学習を進めることができる
- 臨時休業時には、オンラインでの学習に取り組むことができる
- 家庭学習や授業などで学習ドリルソフトを利用するとともに、学習履歴を活用して児童生徒一人一人の習熟度や取り組みの状況を把握し、個に応じた学習指導や評価・進路指導に生かすことができる
- デジタル教科書やデジタル教材などを効果的に活用した学習を行うことができる。
- 年度末には端末やクラウド上に蓄積された学習ノートや画像・動画等のデータを、次年度に引き継ぐ必要性の是非を検討した上で保存/削除し、学習が円滑に進められるようにする



松江市GIGAスクール構想 取組の具体イメージ

＜松江市立学校版 GIGAスクール構想の目的＞

- ・児童生徒1人1台端末と校内ネットワークの一体的整備による、一人一人の教育的ニーズに対応した学びの実現
- ・ICTを効果的に活用した学びの推進と授業改善による、主体的に伝え合い学び合う子どもの育成

＜授業改善＞

- ・一人一人の反応を踏まえたきめ細やかな指導や魅力ある授業づくり
- ・学習状況に応じた個別学習や個に応じた指導
- ・デジタル教科書（教材）や学習支援ソフトの積極的な活用
- ・考えや意見の可視化による双方向の意見交換や学びの深化

＜小中一貫教育の推進＞

- ・クラウドやサーバーにおける学びの蓄積
- ・各学園内での情報活用能力育成カリキュラム作成

＜特別支援教育＞

- ・個々の実態や教育的ニーズに対応した学習教材やアプリの活用
- ・通級指導における端末の状況に応じた活用

＜児童生徒支援＞

- ・長期入院や不登校児童生徒への端末（学習教材）の活用
- ・日本語指導の必要な児童生徒への学習教材や翻訳アプリの活用

＜学校図書館教育との連携＞

- ・学校図書館活用とICT活用の連携と推進

＜教職員研修＞

- ・学習支援ソフトや動画配信システムを活用した教職員研修の実施

＜働き方改革＞

- ・オンライン型の教職員研修や各種会議の開催
- ・Webを活用した各種アンケートの導入

6 児童生徒用端末を活用した学習場面とその例

☆児童生徒用端末を活用した学習場面とその例

分類 学年		小(義務前期) 1・2年	小(義務前期) 3・4年	小(義務前期) 5・6年	中(義務後期)
一斉学習	一斉学習 (教師による教材の提示)	・教師が提示する教材を、児童生徒用の端末で共有する ・児童生徒の(紙の)ノートやワークシートを写真に撮り、電子黒板等の提示装置を使って共有する ・児童生徒端末の画面を電子黒板等の提示装置を使って共有する ・児童生徒が端末に書き込んだノートやプレゼンテーションを集約したり、可視化したりして双方向の授業を展開する			
	個に応じた学習	・個々の特性に応じてカスタマイズ(書き込みや動画の視聴など)できるデジタル教材を用いて、各自のペースで理解しながら学習を進めて知識・技能を習得する ・朗読、書写、運動、演奏などの活動の様子を記録・再生することで、自己の課題を見つけたり、技術を習得したり向上させたりする (国語科、外国語科、保健体育科、音楽科など)			
	調査活動	・町探検の際に興味や関心を抱いたことを撮影して記録する (生活科)	・農家の方やお店の方の聞き取りを動画で記録する (社会科)	・数日後の天気を予想するために、インターネットで気象情報を活用する (理科)	・鑑賞する作品や作者について調査して生徒の見方や感じ方を深める (美術科)
	思考を深める学習		・複数のグラフを画面上で切り替え、目的に応じた適切なグラフを選択する (算数科)	・情報を比較・分類したり、複数のものを関連付けたり組み合わせたりして、新しい情報を創り出す (総合)	・条件に合わせて図形の形を変え、図形を動的に観察することを通して、図形の性質を見出す (数学科)
	表現・制作	・造形遊びの候補の場所を撮影し、グループで相談する時の資料とする (図画工作科)	・市内見学の際に、レポーターをつけて動画を撮影する (社会科)	・作品や創作活動の様子を撮影し、新たな発想や構想のきっかけにする (図画工作科)	・地図やグラフなどの情報を文章にして解釈、説明してまとめる (社会科)
個別学習	家庭学習	※感染症拡大や災害時など学校休業時の緊急対応として ・児童生徒用端末を家庭に持ち帰り、教師が送信した課題に自宅で取り組んだり、動画やデジタル教材を活用して授業の予習や復習を行ったりする			

分類 学年		小(義務前期) 1・2 年	小(義務前期) 3・4 年	小(義務前期) 5・6 年	中(義務後期)
協働学習	①発表や話し合い	・町探検の際に撮影した画像を拡大して映し、気が付いたことを分かりやすく伝える (生活科)	・農家の方やお店の方の聞き取りを動画で記録する (社会科)	・数日後の天気を予想するために、インターネットで気象情報を活用する (理科)	・鑑賞する作品や作者について調査して生徒の見方や感じ方を深める (美術科)
	②協働での意見整理	・児童生徒が1つのノートタブレット端末で共有して、同じグループの学習者同士で同時にノートを編集することで、複数の意見や考えを共有し、思考を深めながら意見整理をする ・グループ内の複数の意見を書き込んだ発表ノートやスライド、デジタル教材を大型提示装置に映し、互いの考え方を視覚的に共有することで、グループ内の議論を深める (全教科)			
	③協働制作			・端末でコマ撮りした画像をグループで組み合わせて編集し、アニメーション作品を作る (図画工作科)	・実践活動の過程で注目したいプロセスや完成した作品や料理を動画や写真として撮影し、作品集やレシピ集の資料とする (家庭科)
	④遠隔学習	・町探検などでお世話になった方に、ビデオメッセージを送信する (生活科・学級活動)	・Web 会議システムで、遠隔地の社会教育施設の専門家から説明を受けたり、質問をしたりする(社会科・理科) ・Web 会議システムで、リアルタイムに遠隔地のネイティブスピーカーとのコミュニケーションを取る (外国語活動・外国語)		・遠隔地や海外の学校などに向けて情報を発信し、意見を交流する (英語科)

【参考】

学校における I C Tを活用した学習場面

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。	デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進捗で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。	タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。
A1 教師による教材の提示	B1 個に応じた学習	B2 調査活動
 画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用	 一人一人の習熟の程度等に応じた学習	 インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
B3 思考を深める学習	B4 表現・制作	B5 家庭学習
 シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習	 マルチメディアを用いた資料、作品の制作	 情報端末の持ち帰りによる家庭学習
C1 発表や話し合い	C2 協働での意見整理	C3 協働制作
 グループや学級全体での発表・話し合い	 複数の意見・考えを議論して整理	 グループでの分担、協働による作品の制作
C4 学校の壁を越えた学習		
 遠隔地や海外の学校等との交流授業		

「教育の情報化の手引き（追補版）」より

7 教員の ICT 活用指導について

松江市版GIGAスクール構想における 教員のICT活用指導について

指導能力 *「令和2年度 教育の情報化に関する調査」調査項目 より		指導能力の定義		主な内容・各校で利活用可能なツール等 ※
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力		できる	ややできる	
①	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	おおむねできる。	ICTの活用方法が分かる。	・【全】年間指導計画や単元計画におけるICT活用の位置づけ
②	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。			・【全】校務におけるICT活用
③	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。			・【全】校務支援システム等を用いた成績管理 ・【S】【T】課題の配布と提出された課題の確認
④	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。			
B 授業にICTを活用して指導する能力		できる	ややできる	
①	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	学習活動においてICTを活用することができる。	実践事例集や手引きを見れば、ICTを活用することができる。	・【全】電子黒板（書画カメラ）の活用
②	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。			・【全】電子黒板（書画カメラ）の活用 ・【S】発表ノート/ポージョニングの活用
③	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。			・【全】各種デジタル教材の活用 ・【S】【T】個に応じた課題の配布
④	グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。			・【S】発表ノート/シブ ルプレゼンの活用 ・【T】officeファイルの共同編集機能の活用
C 児童生徒のICT活用を指導する能力		できる	ややできる	
①	学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	おおむね指導することができる。	実践事例集や手引きを参考にすれば、指導することができる。	・【全】機器の基本的な操作技能指導
②	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。			・【全】情報活用能力に関わる指導
③	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。			・【S】発表ノート/シブ ルプレゼンの活用 ・【T】word/Excel/PowerPoint の活用
④	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。			・【全】電子黒板（書画カメラ）の活用 ・【S】発表ノート/ポ ジョニング の活用
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力		できる	ややできる	
①	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	おおむね指導することができる。	実践事例集や手引きを参考にすれば、指導することができる。	全教育活動の中で、必要に応じた指導を行う
②	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。			
③	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。			
④	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付く、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。			

※【全】…タブレット端末の有無にかかわらず指導(利活用)可能 【S】…Skymenuで利活用可能 【T】…Microsoft Teamsで利活用可能

8 学習用タブレット利用規定

松江市教育委員会 学習用タブレット利用規定

1. 目的

本規定は、学習用タブレット（以下「端末」）の利用に伴う、情報の漏えいや改ざん・端末の破損や紛失を未然に防止し、学習ツールとして有機的に活用することを目的に定めるものである。

2. 所有者及び管理責任者

本端末の所有は、松江市教育委員会とする。

管理責任者は、各校校長とする。

3. 対象者

松江市立小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒及び教職員で端末を利用する全ての者

4. 対象機器

令和2年度以降に導入した端末

5. 遵守事項

5.1 端末のセキュリティ対策

5.1.1 端末の使用

以下の点に注意し利用すること。

- ・ 端末はある程度丈夫に作られているが、故意に落としたり投げたりすると破損の原因となることから、管理責任者は市教委が別途示す「タブレット使用のきまり」等を参考に実態に応じた取扱い方を各校で定め、児童生徒が安全に取り扱うように指導すること。
- ・ 本体に貼付されている ID シールを剥がしたり、上から文字を書いたりしないこと。
- ・ 管理責任者が端末を管理するためにシール等を貼ることは認めるが、剥がす際には原状復帰できるよう留意すること。
- ・ 感染症予防対策ならびに端末を大切に扱うという観点から、原則として、児童生徒は同一の端末を使用すること。
- ・ 校内で学習用端末を充電する場合は充電保管庫を利用すること。
- ・ 管理責任者は、学習用端末の管理のための帳簿を作成して定期的に状況を確認し、紛失や盗難が発生しないようにすること。

5.1.2 家庭等への持ち帰り

- ・ 家庭等へ端末を持ち帰り、学習等に活用すること。
- ・ 持ち帰りに際しては、市教委が別途示す「タブレット持ち帰り学習のやくそく」を児童生徒並びに保護者に提示し、市教委が別途示す「同意書」の提出を受けること。

5.1.3 デバイスとデータ管理

- ・ 端末で USB フラッシュメモリや SD カード、カードリーダー等を使用することは可能である。
- ・ 端末本体へデータを保存することや、デスクトップへデータを貼付けることは、動作が遅くなる原因となるため、各種データは共有フォルダに保存すること。
- ・ 管理責任者は定期的にフォルダの内容や容量を確認し、不要なデータは随時整理すること。

5.1.4 事故時の報告

- ・ 端末に障害や事故等発生した場合、管理責任者は速やかに松江市教育委員会へ連絡すること。

5.2 端末のソフトウェア

5.2.1 ソフトウェア（アプリケーション）のインストール

- ・ 指導者用端末へのインストールについては管理責任者の判断で行うものとするが、教育的用途に資するもののみをインストールすること。
- ・ 学習者用端末へインストールする場合は、事前にヘルプデスク（22-9008）に連絡をすること。

5.2.2 SKYMENU クラウドの操作

- ・ ユーザ ID とパスワードは中学校（義務教育学校）卒業まで使用する。児童生徒にその旨を伝え、大切に管理するように指導すること。
- ・ 操作の詳細は、各校毎に実施された操作説明や配布資料を参照すること。

5.2.3 Microsoft Teams for Education の操作

- ・使用の準備ができ次第、各校に通知する。なお、令和3年度は市教委主催の研修会を開催する予定だが、研修を待たずに各校の判断で利用できる。

5.3 個人情報

- ・インターネット上に個人を特定できるような情報を公開しないこと。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。

6. 保守管理

6.1 故障、破損、紛失

6.1.1 故障および破損

- ・故障および破損した場合は、速やかに管理責任者及び学校教育課へ報告を行うこと。
- ・故障および破損の原因が使用者の不注意や故意などによる場合については、「パソコン等電子機器の破損事故修理代金自己負担（内規）」及び、「小中学校における教育施設等の破損の対応基準」に基づき対応するものとする。

6.1.2 紛失

- ・紛失した場合は、速やかに管理責任者及び学校教育課へ報告を行うこと。
- ・紛失の原因が使用者の不注意や故意などによる場合については、「パソコン等電子機器の破損事故修理代金自己負担（内規）」及び、「小中学校における教育施設等の破損の対応基準」に基づき対応するものとする。

附則

この利用規定は、令和3年4月1日から施行する。

この利用規定は、令和4年6月16日から施行する。



9 今後に向けて

今後に向けて

松江市では、平成 26 年度から児童生徒の学力向上に向けた環境整備として、書画カメラやプロジェクタ等の ICT 機器の整備を計画的に取り組み始め、令和元年度からは電子黒板を、そして令和 2 年度には国の GIGA スクール構想に基づき 1 人 1 台の端末整備と校内 LAN の高速化等を段階的に進めてまいりました。令和 3 年度は、これらの ICT 機器を活用した授業や教育活動に様々な取組が行われ、児童生徒、教員が機器の操作に慣れたり、様々な教育活動の中で活用してみたりする実践が広がっています。

松江市教育委員会では、令和 4 年度から学校教育課内に ICT 教育推進係を新たに設置し、学校における ICT 活用の環境整備や授業での活用に向けた体制を強化していきます。この度策定した「松江市 GIGA スクール構想」は、その方向性を示すものです。

現在、各学校において取り組まれている様々な実践について、各教科の特性や ICT を活用する利点などを踏まえて ICT を活用する場面と活用しない場면을効果的に組み合わせることが、今後求められます。そのためにも、教員に対する研修や各校で取り組まれている ICT を活用した好事例を紹介し、教員の資質向上に努めてまいります。また、家庭への端末の持ち帰りをを行い、学習ドリルソフトなどを活用した家庭学習の充実や個々の習熟度に応じた学びの実現、不登校児童生徒等への学びの保障に併せ、感染症等による臨時休業時にも対応できる環境整備を整えてまいります。

主体的に伝え合い学び合う子どもの育成を図るために、これまでの学校教育で培ってきた対面による学習指導や生徒指導に加え、家庭や地域などの遠隔教育も組み合わせたハイブリッドな教育を実践できるよう、今後も ICT 活用教育を推進してまいります。



<参考資料>

- ・「教育の情報化の手引き(追補版)」
- ・「各教科等の指導における ICT の効果的な活用について」
- ・「とっとり ICT 活用ハンドブック」
- ・「鳥取市 GIGA スクール構想について」

文部科学省
文部科学省
鳥取県教育委員会
鳥取市教育委員会

令和3年度 ICT教育推進検討委員会

第1回 令和3年7月26日（月） 15：30～16：40
松江市役所第2別館研修室

第2回 令和3年8月2日（月） 9：30～11：30
八雲中学校パソコン教室

第3回 令和3年11月25日（木） 15：30～16：40
松江市教育委員会第4別館 教育委員会室

第4回 令和4年2月18日（金） 15：30～16：40
松江市役所第2別館研修室

ICT教育推進検討委員会

所属	職名	氏名	備考
八雲中学校	校長	池田 浩	市教研メディア教育部顧問（中）
忌部小学校	校長	玉木 康之	市教研メディア教育部長（小）
鹿島東小学校	教諭	福頼 和樹	市教研メディア教育部員（小）
義務教育学校八束学園	教諭	永田 祐介	市教研メディア教育部員（小）
湖北中学校	教諭	戸谷 修寿	市教研メディア教育部員（中）
宍道中学校	教諭	山内 康平	市教研メディア教育部員（中）
乃木小学校	主任	北村 想至	学校事務職員（ICT）

教育委員会事務局

所属	職名	氏名	備考
松江市教育委員会	副教育長	成相 和広	検討委員会会長
学校教育課	学校教育課長	太田 強	事務局長
学校教育課	指導研修係長	金山 剛志	
学校教育課	主任	門脇 伸介	
学校教育課	指導主事	白築 浩平	
学校教育課	教育指導講師	若槻 徹	ICT 担当
学校教育課	教育指導講師	内田 晴己	ICT 担当